

2017年度の考査実施状況

2017年度は、＜表1＞にあるとおり、通常考査を5社（実地考査：4社、書類考査：1社）実施しました。その結果、指摘事項は1社で2件、不備事項は2社で7件ありました（詳細は＜表2＞参照）。

なお、指摘事項に関しては、対象となった会社が当社の開設する市場からの撤退を決定したため、同社に対し、改善報告書に代え撤退が着実に進められたことの報告を求めました。不備事項に関しては、対象となった2社に対し、速やかな是正を求めるとともに、改善報告書の提出を求めました。

（注）指摘事項及び不備事項について

考査の結果、問題ありとする場合、その程度により、指摘事項及び不備事項に分かれます。

指摘事項は、法令諸規則に違反する行為、取引の信義則に背反する行為が恒常的に行われている等、総合的な観点から当該行為が重大であると認められるものをいいます。不備事項は、考査において法令諸規則に違反する行為、取引の信義則に背反する行為が認められた場合であって、指摘事項に該当しないものをいいます。

2017年度を含め、近年の考査における主な指摘事項及び不備事項、並びに指摘事項及び不備事項には該当しないものの改善を要請した事項の具体的内容等については、指摘事例をご参照ください。

＜表1＞考査実施先：5社

考査の種類・実施方法別

通常考査	5社
うち実地考査	4社
うち書類考査	1社

取引資格別 *1

金利先物等取引参加者	0社
為替証拠金取引参加者	3社
株価指数証拠金取引参加者	2社
取引参加者の取次者等 *2	2社

*1 複数の取引資格を保有する取引参加者があるため、取引資格別の社数合計は、実施先数より多くなっています。

*2 取引参加者の取次者等とは、為替証拠金取引参加者又は株価指数証拠金取引参加者の取次者、仲介者のことをいいます。

<表2> 指摘事項・不備事項内容及び件数

[件数]

重点 考 査 項 目 の 内 容	指摘事項	不備事項
ア. 経営管理態勢	-	2
イ. 法令等遵守態勢	-	-
ウ. 金融商品事故等に対する対応	-	-
エ. 勧誘・説明態勢	2	3
オ. 顧客等に関する情報管理態勢	-	1
カ. 苦情等への対処	-	-
キ. 取引時確認等の措置	-	-
ク. 事務リスク管理態勢	-	-
ケ. システムリスク管理態勢	-	1
コ. 危機管理態勢	-	-
サ. 金融商品仲介業者の法令違反の防止措置	-	-
シ. 反社会的勢力による被害の防止	-	-
ス. 業務に関する帳簿書類関係	-	-
セ. 自己資本規制比率の正確性	-	-
ソ. 取引に係るリスク管理態勢	-	-
計	2	7